

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康増進課	整理番号	2-2
処分の種類	喫煙禁止場所における喫煙の中止又はその場所からの退出の命令			
根拠法令条例等・条項	健康増進法第29条第2項			
処分の概要	喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又はその場所からの退出を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がないか、又は稀であり、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難)</p> <p>【参考】健康増進法 (特定施設等における喫煙の禁止等) 第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。</p> <p>一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所</p> <p>イ 特定屋外喫煙場所</p> <p>ロ 喫煙関連研究場所</p> <p>二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所</p> <p>イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所</p> <p>ロ 喫煙関連研究場所</p> <p>三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所</p> <p>四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所</p> <p>五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			